

経過報告

「宇気郷住民協議会設立に至る経過」

皆さまご承知の通り、当宇気郷地区には「柚原・後山・飯福田・与原町」と峠道で別れた地域で構成されています。昭和30年3月、旧宇気郷村が分村合併し、この4町は、松阪市に合併されました。この合併を受けて公民館活動も幾多の変遷を経て、昭和60年の宇気郷地区市民センターの設置後に「宇気郷公民館」として活動が充実されたと承知しております。

毎年、毎月20日を公民館運営または、常任委員会の日と定め「住みよい地域づくり・地域に適した行事づくり」に毎年・毎月努力を重ねてまいりました。これらの活動には、各町自治会及び各種団体・住民の皆さまのたゆまぬご協力が支えと成って成り立ってきたことは申すまでもありません。

そんな中、「市政の主人公は市民」「住民自治の拡充」地域のことは、まず地域住民で考えようという考え方が多く語られ、大勢となってまいりました。

そして、宇気郷公民館運営委員会は、先進地に学ぼうと、平成20年11月12日に「平成19年に住民協議会を立ち上げられた朝見地区」を見学・交流致しました。平成21年には、「波瀬地区住民協議会」を訪問し、住民協議会の取組みなどについて学習しました。

平成22年5月6日には、山中市長の住民協議会設立に対する「市民懇談会」が当地区市民センターで開催され、地域内分権のお話とか住民協議会の運営についての説明を聞き、意見交換を実施したところでございます。

その後平成22年5月25日の連合自治会長会議以降毎月の連合自治会長会議の学習・検討会議及び、毎月の公民館運営・常任委員会においても学習・検討を実施してまいりました。

そんな学習の中から平成23年2月20日に、「宇気郷地区住民協議会設立のための学習会」が発足致しました。3月8日まで学習・準備を進め、3月17日に「正式な準備会」として発足いたしました。市当局に「準備会発足」を報告し、その後、4月14日、5月26日の準備会を経て、6月26日を設立総会と決定したところでございます。

過疎・高齢化という地域情勢を踏まえて「無理をせず・みんなで仲良く・話し合う中から」「安心・安全な暮らしを守る」ことを第一として、四地区挙げての住民協議会を設立しようと決定し、それを基調として設立総会を開催することとなった次第でございます。

加えて、各地自治会主体で取組みの進んでいる「サポーター制度の充実」や今後導入される「ふるさと納税制度の活用」も重点課題として取組みを進めてまいりたいものでございます。

以上

第1号議案 宇気郷住民協議会規約（案）

第1章 総則

第1条（名称）

本協議会の名称を「宇気郷住民協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

現在から未来にかけてこの地域で取組みの必要な事項を地域住民で話し合い、その必要な施策・行事等を語り合うなかからより効果的に遂行していく方策を決定し実施していこうとするものである。自治会・公民館・各種団体などが一体となって、加えて、行政当局の協力を得て、またボランティア活動団体やサポーター（宇気郷地域と縁が深い人々）の協力も得て「安全・安心な暮らし」を確保していこうとするものである。

第3条（区域と事務局）

協議会の区域は、「柚原町・後山町・飯福田町・与原町」とし、事務局を宇気郷地区市民センターに置く。

第4条（事業）

協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者にやさしい町づくりを推進する。
- (2) 地域産業の進展を図る意味からも、町おこしのイベントなどを推進する。
- (3) 地域福祉活動の充実を図る。
- (4) 公民館活動などの推進を図り、地域住民の健康作りや地域の美化活動を推進する。
- (5) 地域活動の基本を「みんなが助け合う」ことに置き、必要に応じてサポーターなどの参加も推進する。
- (6) ふるさと納税制度の推進を図る。
- (7) 道路の整備や生活環境の整備に尽力する。
- (8) その他の地域づくりに関する事業等を推進する。

第5条（構成員）

構成員は、この協議会の区域に居住する住民及び、この地域で活動する各種団体（会）等とする。

第6条（組織）

協議会は、「総会」「役員会」及び「専門委員会」をもって構成する。

第2章 役員

第7条 (役員の種類)

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長・・・1名
- (2) 副会長・・・若干名
- (3) 理事・・・若干名（各専門委員会の委員長とする。）
- (4) 事務局長・・・1名
- (5) 事務局次長・・・2名
- (6) 運営委員・・・20名余
- (7) 監事・・・2名

2 必要に応じて、本会に相談役または顧問を置くことができる。

第8条 (役員の決定)

協議会の役員は、総会において決定する。

- 2 理事は、各専門部会の委員長とする。
- 3 運営委員は、別表1「宇気郷住民協議会役員名簿（案）」の通りとする。
- 4 役員の兼任は、妨げないものとする。

第9条 (役員の職務)

協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。代行の順位は、副会長相互の決定とする。
- (3) 理事は、各専門部会から1名を選出し、部会の審議、決定事項を司る。
- (4) 運営委員は、会全体の運営に関わる審議・決定をする。
- (5) 事務局長及び次長は、会務及び会計事務を司るほか、サポーター組織及びふるさと納税に関する事務処理にあたる。
- (6) 相談役又は顧問は、会長または運営委員会の諮問及び相談等に応じる、また、必要に応じ運営委員会等に出席する。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産を監査する。

第10条 (役員の任期)

役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

第11条 (総会の種類)

総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

第12条 (総会の構成)

総会は、構成員から選出された代議員及び役員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は、25名以内とし、その選出は、各町の自治会の推薦に基づいて決定する。自治会に属さない住民については、公募により決定する。
- 3 各町の定数は、人口に応じ、柚原町12名、与原町8名、後山町3名、飯福田町2名とする。

第13条 (総会の開催)

通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、代議員または、会員の3分の1以上の請求があった場合は開催しなければならない。

第14条 (総会の招集)

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

第15条 (総会の定足数)

総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第16条 (総会の議長・及び議決)

総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

- 2 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

第17条 (総会の審議事項)

- (1) 事業計画、予算、決算に関する事。
- (2) 規約の改廃に関する事。
- (3) 役員決定に関する事。
- (4) その他必要と思われる事項に関する事。

第18条 (総会の公開)

通常総会及び臨時総会は、すべての構成員に公開する。

- 2 総会における議決権は、代議員のみ行使できる。他の参加者は、意見を自由に述べることができる。

第4章 役員会

第19条 (役員会の構成)

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。会議は、会長・副会長・理事・事務局長会議と、全役員による運営委員会とし、必要に応じその規模は変更することが出来る、また顧問等の出席を要請する事

が出来る。

第20条 (役員会の招集と議長)

役員会は、会長が招集する。また、その議長は、会長があたる。

第21条 (役員会の審議事項)

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 重要事項で緊急を要する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第5章 その他の会議

第22条 (専門委員会)

各専門委員会は、下記の4つの委員会とし、1名ずつの理事を選出する。

「安心・安全委員会」 「地域活性化委員会」
「生きがい学習委員会」 「特別委員会」

- 2 各専門委員会の委員は、運営委員会所属の委員全員があたり、各委員会概ね10名程度とする。

第23条 (専門委員会の任務)

各専門委員会は、別紙2「宇気郷住民協議会構成図」に定める主な事業について審議し、役員会の了承を得て事業を推進する。

第24条 (運営委員会の構成と任務)

この協議会の全般について、各専門委員会の決定に基づいてその実行がまちづくりの観点からより効果的、強力的に実行されるための審議及び決定をし、その実行を図る。

第25条 (理事会)

理事会は、特に設けず、役員会としてその審議を実行する。

第6章 会計及び監査

第26条 (経費)

協議会の経費は、会費・市交付金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。会費については、別途、設立後協議・検討する。

- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 会計帳簿類及び証拠書類等は、事務局において保管し、構成員の

閲覧に応じる。

第7章 その他

第27条（委任）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付則 この規約は、平成23年 月 日より施行する。

第2号議案 別紙1 宇気郷住民協議会役員名簿 (案)

平成23年 月 日現在

	氏名	所属団体・役職	住所	役職
1	松尾久志	与原町前自治会長	与原町	顧問
2	羽木茂	飯福田町前自治会長	飯福田町	顧問
3	西井静男	柚原町自治会長・宇気郷観光協会会長 連合自治会長	柚原町	会長
4	丸下保郎	与原町自治会長・ 与原むらおこし会会長	与原町	副会長
5	大戸直一	後山町自治会長・後山町老人会長	後山町	副会長
6	海田守義	後山町副自治会長	後山町	
7	岩下勇	飯福田町自治会長	飯福田町	副会長
8	梶原勝	与原町自治会・会計	与原町	事務局次長
9	西井喬雄	体育指導員	柚原町	
10	松尾吉晃	体育指導員	与原町	
11	中井員也	柚原町自治会 公民館運営委員長	柚原町	副会長
12	牧内良幸	柚原町副自治会長 交通安全協会宇気郷支部長	柚原町	
13	坊垣内一夫	与原町自治会	与原町	
14	本田義光	与原町自治会	与原町	
15	谷中靖彦	消防団宇気郷分団長	柚原町	
16	中戸志郎	後山町自治会・消防団柚原後山班代表	後山町	
17	吉川徹	消防団与原班代表	与原町	
18	中戸賢	宇気郷地区福祉会会長	後山町	
19	南ヒロ子	柚原町自治会女性部長	柚原町	
20	吉村純子	与原町自治会婦人部長・与原町PTA代表	与原町	
21	坂本隆	柚原町老人会長	柚原町	
22	田中修一	柚原町自治会副会長	柚原町	事務局次長
23	中戸多津子	宇気郷地区選出保護司	後山町	
24	世木英勝	伊勢山上飯福田寺住職	飯福田町	
25	丸下唯雄	与原町老人会長	与原町	
26	大本圭子	飯福田町・伊勢山上飯福田寺守役	飯福田町	
27	大石正幸	公民館館長		事務局長
28	西井玉枝	柚原町推薦・うきさとむら協議会代表	柚原町	
29	梶原美智子	与原町推薦・民生委員	与原町	
30	茂岡澄男	柚原町自治会	柚原町	会計監査
31	三田順敬	後山町自治会	後山町	会計監査

注1：柚原町・10名、与原町・10名、後山町・6名、飯福田町・4名)

2：各専門部委員及び理事は、専門部会構成図の通り。

宇気郷住民協議会構成 (案)

委員会構成	主要な事業	主な推進組織
<p>① <u>安心・安全委員会</u></p> <p>(安心・安全な暮らしを守る委員会)</p>	<p>①防災訓練などの事業</p> <p>②暮らしを守る事業</p> <p>③健康増進事業</p> <p>④獣害対策事業</p> <p>⑤交通安全事業</p>	<p>①「消防団」「自主防災隊」</p> <p>②「福祉会」「老人会」</p> <p>③「憩センター」</p> <p>④「交通安全協会」</p> <p>⑤「各町自治会」「公民館」</p>
<p>構成員・ ☆柚原・西井静男・谷中靖彦・丸坂 賢・中井員也・牧内良幸・南ヒロ子</p> <p>委員長(理事) ☆後山・大戸直一・中戸 賢・中戸志郎 ☆飯福田・岩下 勇・羽木 茂</p> <p>⑥ ☆与原・丸下保郎・松尾久志・丸下宏和・大薮定郎・松浦幸男・梶原美智子</p> <p>公民館長・大石正幸・特別委員(憩センター長)池添人志</p>		
<p>② <u>地域活性化委員会</u></p> <p>(観光資源を活かした観光まちづくり)</p>	<p>①観光事業(掘坂山の家・伊勢山上・各寺院・神社・古道)</p> <p>②町おこし事業(うきさとむら・与原の田植祭・稲刈まつり・柚原のひなまつり・熊谷草等花の里・そばづくり等)</p>	<p>①宇気郷観光協会</p> <p>②与原むらおこし会</p> <p>③うきさとむら運営協議会</p> <p>④「各町自治会」「公民館」</p>
<p>構成員・ ☆柚原・西井静男・田中修一・西井玉枝・坂本 隆・牧内良幸・中井員也</p> <p>委員長(理事) ☆後山・大戸直一・海田守義・中戸多津子・ ☆飯福田・岩下 勇・世木英勝</p> <p>⑥ ☆与原・丸下保郎・本田真照・梶原 勝・坊垣内一夫・吉村純子</p> <p>公民館長・大石正幸</p>		
<p>③ <u>生きがい学習委員会</u></p> <p>(各種行事と学習の場づくり)</p>	<p>①盆踊り大会・夏祭り大会</p> <p>②体育祭・敬老会</p> <p>③三世代ふれあい祭</p> <p>④各種講座・社会見学</p> <p>⑤他地区との交流事業</p>	<p>①「体育指導員」「女性部」</p> <p>②「福祉会」「老人会」</p> <p>③「PTA」「自治会」「公民館」</p>
<p>構成員・ ☆柚原・西井静男・西井喬雄・牧内良幸・中井員也・田中修一・南ヒロ子</p> <p>委員長(理事) ☆後山・大戸直一・中戸多津子・中戸 賢 ☆飯福田・岩下 勇・大本圭子</p> <p>⑥ ☆与原・丸下保郎・松尾吉見・丸下唯雄・吉村修司・本田義光</p> <p>公民館長・大石正幸</p>		
<p>④ <u>特別委員会</u></p> <p>(各町一体化施策の構築山里の活性化施策)</p>	<p>①連合自治会長会議</p> <p>②環境保全事業(道路・河川・山林)</p> <p>③災害復旧事業・新規防災事業等の要望・実施</p> <p>④全ての居住者を対象とした取組</p> <p>⑤人権啓発事業</p> <p>⑥サポーター組織の育成事業</p> <p>⑦ふるさと納税の推進</p> <p>⑧その他、他に属さない事項</p>	<p>①「各町自治会長及び推薦者」「公民館長・運営委員長」</p> <p>②「学識経験者・その他」</p>
<p>構成員・ 委員長・連合自治会長・西井静男 与原自治会長・丸下保郎 後山自治会長・大戸直一</p> <p>後山副自治会長・海田守義 飯福田自治会長・岩下 勇 公民館長・大石正幸</p> <p>公民館運営委員長・中井員也</p>		
<p>⑤ <u>住民協議会総会</u></p> <p>(住民全体の意見交換の場)(最高の議決機関)</p>	<p>①各委員会の事業計画・実施結果等について、意見の集約を図り次の事業計画に反映させる。また、実施結果について承認を受ける。</p> <p>②住民全体の意見を吸収し、町全体の活性化を図る。</p> <p>③総会は、構成員に公開されるので、広くみんなの意見等を取り入れる。</p>	
<p>代議員氏名</p> <p>柚原町・南 邦一、丸坂 賢、中野直美、竹谷 務、高畑四郎、坂本恵子、北村 勝、竹谷信江、(11名) 辻田久代、大谷 泰、池添人志</p> <p>与 原 町・吉川 悟、柘植静夫、吉村修司、長谷川正子、山下英紀、吉川幸治、長谷川裕美、(8名) 梶原隆弘</p> <p>後 山 町(3名)・柿本久喜、清水一治、吉川富男、</p> <p>飯福田町(2名)・中野貴美子、樋口てる子、 ☆その他選出(1名)・</p>		

	氏名	住所	総会出席の有無		備考
			出席席	委任状	
1.	南 邦 一	柚原町			
2.	丸 坂 實	柚原町			
3.	中 野 直 美	柚原町			
4.	竹 谷 務	柚原町			
5.	高 畑 四 郎	柚原町			
6.	坂 本 恵 子	柚原町			
7.	北 村 勝	柚原町			
8.	竹 谷 信 江	柚原町			
9.	辻 田 久 代	柚原町			
10.	大 谷 泰	柚原町			
11.	池 添 人 志	柚原町			
12.	柿 本 久 喜	後山町			
13.	清 水 一 治	後山町			
14.	吉 川 富 男	後山町			
15.	中 野 貴美子	飯福田町			
16.	樋 口 てる子	飯福田町			
17.	吉 川 悟	与原町			
18.	柘 植 静 夫	与原町			
19.	吉 村 修 司	与原町			
20.	長谷川 正 子	与原町			
21.	山 下 英 紀	与原町			
22.	吉 川 幸 治	与原町			
23.	長谷川 裕 美	与原町			
24.	梶 原 隆 弘	与原町			
25.					

第3号議案

宇気郷住民協議会 事業計画書(案)

平成23年度

事業名	事業概要	実施時期	予算額(税)
住民協議会設立 総会	規約・役員・事業計画 等と・記念講演	6月26日(日) 午後7時から	0
防災訓練	避難・初期消火・	9月 日	0
道路清掃	県道・市道等の清掃	年2回	0
夏祭り	盆踊り等(柚原・与原)	8月14, 15日	0
体育祭	運動会(柚原・与原)	10月9, 10日	0
交通安全教室	講習会・実習・	10月27日	0
獣害対策	講習会・実習・実施	年4～5回	0
山里のひな祭り	各家庭に飾る・他地区 民との交流	3月末～4月	0
①カローリング グランドゴルフ ゲートボール	練習・競技大会	月2回	0
②各種講座	健康相談・介護予防 認知症予防・	年3～4回	0
③他地区交流会	先進地・他公民館	年3～4回	0
④ゴミの減量化	資源物の回収含む	年4～5回	0
⑤文化講座	手芸・人権・ウォーク	年5～6回	0
注：今年度は、住民協議会設立準備資金50万円の支給である。 これは、主に備品・消耗品の購入の資金である。従って予算措置は 出来ないが、出来るだけ人的な支援を実施していく。			

宇気郷住民協議会設立準備収支予算書（案）

《平成23年度》

収入の部		
科目	予算額 円	収入内訳
市補助金	500,000	松阪市支援補助金
合計	500,000	

支出の部		
	予算額 円	支出内訳
消耗品費	60,000	事務用品
印刷製本費	50,000	資料印刷・写真代等
通信費	20,000	パソコン通信、切手、はがき、等
備品購入費	350,000	パソコン、プリンター、机、椅子 書箱（鉄庫）等
食料費	20,000	会議お茶代等
合計	500,000	